

○医療機関受診方法

		～ 24.12.1	24.12.2 ～ 25.12.1	25.12.2 ～	
マイナ保険証	有	マイナ保険証※1			
健康保険証	有	健康保険証	経過措置により使用可	従来の健康保険証 は使用不可	マイナ保険証※1
	マイナ保険証 有 マイナ保険証 無				資格確認書※3
	無		資格確認書※2		

- ※1 マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいるかは、マイナポータル「登録状況の確認－健康保険証」で確認できます。登録済みになっていれば利用できます。
- ただし、証明書－健康保険証に最新情報が反映するには、健保でマイナンバーを登録後1週間程かかります。
- 健康保険証をお持ちの方で、マイナンバーの提出・マイナ保険証の利用登録がお済でない方は、2025年10月頃までをお願いします。
- ※2 新入社員の方でマイナンバー提出が遅れる方には短期間有効の資格確認書を発行します。速やかにマイナンバーの提出及びマイナ保険証の利用登録をお願いします。
- 被扶養者の方は追加届提出時にマイナ保険証が利用できない状態の方には資格確認書を発行します。
- ※3 保険証をお持ちの方で2025年10月頃までにマイナ保険証利用登録をしていない方には資格確認書を交付する予定です。

○発行物等

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書	健康保険証
素材・サイズ	マイナンバーカード	紙・カード型	紙・はがき型	プラスチック・カード型
交付対象者	－	健康保険の情報登録ができた方	健康保険証を交付されていないかつ、マイナ保険証の使用ができない状況の方	2024年11月26日以前に不備のない申請が健保に到着した方
資格有効期間内の有効期限	マイナンバーカードの有効期限	資格喪失日の前日まで	・2025年12月1日 ・マイナンバーカード更新等 短期対応 2ヶ月	2025年12月1日
健保への返却	－	不要	資格喪失日等※が有効期限前の場合	資格喪失日等※が有効期限前の場合
用途	健康保険証	○	○	○
	高齢受給者証	○	－	－
	限度額適用認定証	○	－	－
その他	修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒にマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、特例として資格情報のお知らせで受診可能です	・医療機関等でオンラインでの資格確認ができない時にマイナ保険証と共に提示 ・マイナポータル「登録状況の確認」－「健康保険証」の画面を携帯電話に保存し提示することもできます。	氏名変更等があった場合には、氏名変更届と共に健康保険証・資格確認書を返却してください	2024年12月2日以降紛失や氏名変更等の場合であっても健康保険証は発行できない

※ 資格喪失日等には、氏名変更等記載事項の変更等による再発行時も含みます。